

令和6年度沖縄県障害者自立支援協議会 議事要旨

開催日時：令和7年1月31日（金）10：00～12：10

開催方法：Zoomを使用したハイブリッド形式

場 所：沖縄県庁 4階講堂

出席者：敬称略

（議事進行）沖縄県生活福祉部長 北島 智子（沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱第7条）

（事務局）沖縄県生活福祉部障害福祉課

（委員）(1)相談支援事業者（伊波 剛）

(2)障害福祉サービス事業者（小浜 ゆかり）

(3)保健・医療関係者（山城 涼子）

(4)教育・雇用関係機関（上運天 滋（Zoom）、赤嶺 信吾、知花 えりか）

(5)障害者関係団体の代表者（増山 幸司、島 粒希）

(6)障害者及びその家族（東金城 彰一、蔡 抒帆（ツイスファン））

(7)市町村（仲村 祐歌（Zoom）、吉永 みゆき）

(8)学識経験者（島村 聡）

(9)その他生活福祉部長が必要と認める者（安村 勤、津波古 悟、溝口 哲哉）

※欠席委員（玉那覇 奈々、勝連 啓介、中島 純一）

（参加者）会場参加（2市村） 糸満市、北大東村

Zoom参加（(1)29市町村、(2)2福祉事務所、3保健所、(3)2団体）

(1)那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、沖縄市、（うるま市）、南城市、
国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、（宜野座村）、金武町、
伊江村、読谷村、（嘉手納町）、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、
南風原町、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村

(2)北部福祉事務所、八重山福祉事務所、北部保健所、中部保健所、南部保健所

(3)沖縄県総合精神保健連合会、沖縄県医療的ケア児支援センター

会 次 第

1. 開会のあいさつ（沖縄県生活福祉部長）

2. 協議事項

(1)令和7年度部会活動計画案について

(2)相談支援に関する広域的な協力体制について（相談支援・人材育成部会）

3. 意見交換

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）の見直しについて
（権利擁護部会）

4. 閉会のあいさつ

【配布資料】

1. 会議資料

2. 参考資料

3. 意見交換資料（権利擁護部会等で集約したご意見一覧）

【議事内容】

1. 報告事項

(1) 圏域自立支援連絡会議活動報告（会議資料p8～p33参照 書面報告）

(2) 部会活動報告

① 相談支援・人材育成部会（会議資料p35P～p42）

相談支援・人材育成部会長の津波古氏からケアマネワーキング、離島支援ワーキング長の安村氏から離島連絡会の活動内容を中心に報告を行う。

② 療育・教育部会（会議資料p43）

療育・教育部会長の小浜氏からサポートノート「えいぶる」の改訂や強度行動障害の方の支援者養成等の課題について検討・整理の活動内容の報告を行う。

③ 医療的ケア児支援部会（会議資料p44～p45）

医療的ケア児支援部会長の小浜氏から県内の医療的ケア児の実態把握調査の実施や医療的ケア児のコーディネーター研修、医療的ケア児と家族のための支援ガイドブック策定に向けた検討等の活動報告を行う。

④ 就労支援部会（会議資料p46）

就労支援部会長の溝口氏から就労支援ワーキングの活動内容を中心に、令和5年度実施の市町村アンケート結果を基にした各圏域の好事例や課題の共有、意見交換等の活動報告を行う。

⑤ 権利擁護部会（会議資料p46）

権利擁護部会長の島村氏から共生社会条例見直しに向けた意見交換を中心とした活動報告を行う。

⑥ 住まい・地域支援部会（会議資料p47）

住まい・地域支援部会長の安村氏から令和3年度から開始した 1 市町村 1 事例報告を取りまとめた「地域移行支援地域定着支援のためのハンドブック」の紹介を中心とした活動報告を行う。

2. 協議事項

(1) 令和7年度部会活動計画案について（会議資料p48～p51）

事務局より、次年度の各部会活動計画案について会議資料p48からp51に基づいて説明。委員から意見・異議無し。

(2) 相談支援に関する広域的な協力体制について（会議資料p9、p52～p53）

北部圏域アドバイザーの安村委員から協議事項の概要説明、事務局から協議内容について説明をおこなう。

（安村委員）

今回の協議事項は、北部圏域連絡会議の相談部会報告（会議資料p9）から、事業所の突然の閉所により約170名の計画相談が宙に浮いた状態となっており、相談を支援の広域的な協力体制が必要であることから、提案している。他圏域、市町村でゆとりのある事業所の協力をいただければと考えている。

（事務局）

今回の事業所閉鎖による計画相談の引継ぎ問題は、どの圏域でも起こりうる問題であり、適切なサービスの利用と相談支援体制の安定化を図るためにも広域的な協力体制が必要と考えています。県としては、今回の事案を広域的な課題と捉え、改正されました障害者総合支援法第89条の3第3項の規定による市町村等関係機関に対して情報共有や意見交換を行った上で、協力をいただきたいと考えています。協力いただきたい内容は、資料53ページの右下のフローにありますとおり、市町村の皆様には、北部圏域の状況を市町村管内の特定相談支援事業所に対して周知いただき、協力が可能な相談支援事業所がありましたら、圏域アドバイザーにつないでいただくことです。また、今後同ような事案が発生した場合にも対応できるよう、協力体制を築くことが、今回の協議内容となります。

（北島部長）

ただ今の協議事項について、本日ご参加いただいている市町村の皆様からご意見を賜りたいと思います。予めご意見がありました市町村に、こちらからご指名いたしますので、順次発言をお願いいたします。それでは石垣市障がい福祉課基幹相談支援センター石川さまよろしく申し上げます。

（石垣市）

石垣市障がい福祉課基幹相談支援センターの石川と申します。北部圏域の状況は八重山でも他人事ではないと思っています。離島なので、北部圏域にご協力することはできない現状があります。また、相談支援事業所に関しては、石垣市を含めた八重山圏域も厳しい状況になっていることを、この場を借りてお伝えたくて、お時間をいただきました。令和2年度頃から、石垣市もセルフプランによる支給決定が増え始めていましたが、4名の相談支援専門員がいた相談支援事業所が今日（1/31）閉所することになりました。石垣市のセルフプラン率は者が約51%。児童が78%に2月からなる予定です。令和2年度から比較すると、相談支援専門員が5名減少、利用者は224名増加しています。現在の支給決定者は898名（者＋児）に対し、525名がセルフプランの状況となっており、相談支援体制が崩壊していると言わざるを得ない状況です。行政の力不足もあると思います。当事者の方やご家族には大変申し訳ないと感じております。相談支援専門員の方からは、事業所経営が困難なことや精神的負担が大きく、相談支援専門員が辛いとの声も聞こえてます。石垣市では、一度相談支援専門員を辞めると、再び相談支援専門員として仕事をする方はほとんどいない状況となっています。また、石垣市は竹富町、与那国町からなる八重山地域の中核となる地域です。ほぼ全てのサービス事業所が石垣市にあります。相談支援専門員は、船で他の離島地域に訪問を行うなどの負担を考えると、ガソリン代や時間など石垣市だけでは解決できない問題だと感じています。北部圏域だけでなく離島圏域も含め、派遣費の手当支給や計画相談支援費の算定の要件、オンライン会議の前後の訪問の必須などに関して緩和に関して検討いただければと思います。

（北島部長）

ありがとうございました。続きまして、浦添市障がい福祉課河野さまよろしくお願いします。

（浦添市）

浦添市障がい福祉課河野です。浦添市としましては、今回の協議内容について、北部圏域の計画相談の件数を中南部で緊急的・応急的に引き受けるにあたっては、次の①、②の事項について、課題整理が必要と考える。また、③については、北部同様の事例が、どの市町村においても起こりうる課題であり、原因分析、解決方法等の予防策を協議していただきたい。

- ①圏域外市町村に対して引受先の調整があるのであれば、距離がある中での支援となるため、離島・過疎地支援と同様の考え方や相談事業所の負担軽減策が必要。（オンライン会議の許可、同意署名の簡略化等について国保連や国と調整いただきたい。派遣費等の手当支給などを検討いただきたい。）
- ②生活支援のマネジメントや地域課題の検討において地域での担当が望ましいと考えると、圏域外での引き受けは応急的な対応として、北部圏域での対応策検討を継続いただきたい。（応急対応の期限を決め、圏域内の自立支援協議会へ参画する計画相談へ引き継ぐ検討等）
- ③広域的な課題として、予防策の協議を県自立支援協議会等で協議いただきたい。（事業所閉鎖時の支援継続のために何が必要か、適性件数の設定や助言など。）

（北島部長）

ありがとうございました。続きまして、名護市社会福祉課仲村さまよろしくお願いします。

（名護市）

名護市社会福祉課仲村です。名護市としましては、広域的な一時的な対応としてもご検討いただけたらと思っております。名護市にあった事業所のことなので、申し訳ないと思いながらではありますが、計画の引継ぎがうまくいかないところがあり、現在、セルフプランで凌いでいるところです。特に児童の支給決定が難しいところがあります。どこの相談支援事業所もお忙しいとは思いますが、対応いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

（北島部長）

ありがとうございました。続きまして、本部町福祉課知念さまよろしくお願いします。

（本部町）

本部町役場福祉課の知念です。本部町では、今回の事業所の倒産につきまして、障害児が2名、障害者が20名、計22名の利用者があり、町内の事業所や委託先と緊急会議を重ねてきましたが、セルフプランに移行する方が12名残っている状況です。先程も名護市さんからもありましたが、広域的な支援が可能であれば、是非ご検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（北島部長）

市町村の皆さま、貴重なご意見、誠にありがとうございました。委員の皆さま、市町村のご意見を踏まえた上で、ご意見・質問がありましたら挙手にてご発言をお願いします。

（伊波委員）

北部圏域で相談支援専門員をしているうむさばるの伊波と申します。今日はよろしくお願いします。協議事項につきまして、北部圏域アドバイザーの安村委員や名護市・本部町からの報告がありましたように、今現在引継ぎが出来ていないケースが残っている状況であり、今回の協議会には、多くの市町村の方がご参加されているということで、一言お話をさせていただきたいと思います。北部管内の相談支援事業所の受け入れが厳しい状況が続いている中、中・南部から生活の拠点を北部に移ってこられている方がいらっしゃいます。サービスの提供が北部になることになりましたが、計画相談支援の部分で身近な相談支援事業所が関わっていくのが望ましいとは思いますが、現状、北部ではなかなか引き受け手がない状況があります。これまで関わってきた相談支援事業所が、当面の間、遠方となってしまいますが伴走支援を協力いただけるとありがたいなと思います。実際に、次年度北部に生活に移すという相談を 2 件ほど受けています。今後、同様に生活の拠点を北部に移す方はいらっしゃると思いますので、北部の状況を市町村の皆さまから中南部の相談支援事業所に周知していただけるととてもありがたいなと思っています。

（北島部長）

ありがとうございました。ほかにご意見はございますでしょうか。

（増山委員）

例えば、委託事業の場合、運営法人が変わっても現場の人員はそのままというケースは珍しくないと思うが、ここで今まで計画相談をしていた方がまだいらっしゃると思いますが、その方たちの雇用を守る意味でも他の法人などが事業所を引き継いでできるそういう検討はできないのかなと感じました。このような呼びかけも今後出来たらいいかなと思う。計画相談員の処遇や雇用を守るうえで、結構不安な状況を抱えている方も多いと思うので、安心感を与える意味でも、今後はそういう呼びかけもできるといいと思います。

（北島部長）

ありがとうございました。今のご意見に対して、安村委員何かありますか。

（安村委員）

サービス事業所に関しては、新しく事業所が起ち上がり、職員を吸収していますが、相談支援に関しては、相談支援専門員の方が継続できてないため、うまくいっていない状況です。

（事務局）

増山委員から雇用を守る観点でのご意見がありました。データ上、県内の 1 事業所あたり相談支援専門員数は 1 人から 3 人で、相談支援専門員が悩みを抱えて相談しづらい、一人当たりの抱えている相談ケースが多いといったことがある。そういった現状を踏まえて、県では、よりよい労務環境を作るために管理者（法人理事長、管理職等）に対して、研修をしているところです。また、圏域においても、相談支援専門員が横のつながりを持てるような研修を実施しており、相談支援専門員が楽しく仕事ができるような環境づくりを進めている状況です。

（島委員）

今のお話からすると、今回の件は、経営状況が原因による事業所閉鎖というわけではなかったということですか。

（事務局）

先ほどの説明は、北部の事案についてではなく、労務環境を改善に関する研修を実施しているということです。

（事務局）

事業所の閉鎖については、1 か月前までに廃止届を提出する必要がある。今回の北部の事案は廃止が先にきた形で法人としての責任が大きいかなと思いますが、事前の廃止届が出されていれば、事業継承などの検討ができ、混乱も少なかったのかなと思う。県としても、相談支援事業所の指定は、市町村指定になりますが、今後は周知を図っていきたい。

また、八重山圏域の件については、相談支援だけを見るのではなく、地域生活支援ということで相談支援を見ることが大事。圏域での相談支援の研修や連絡会を通して、顔の見える相談支援専門員の関係づくりをしていくことが大切と考えている。一つの相談事業所に偏るのではなく、幅広く相談支援事業所があること、日ごろからの体制づくりが大事。あわせて相談支援と市町村の関係も大事だと考えている。各圏域で行政との関係づくりを進めてほしい。

（島村委員）

先ほど増山委員の言っていた雇用を守るということは大事だと思う。相談支援専門員、とても不安定で、しかもそれが離島や北部の場合、専門職がなかなか見つからない状況。数少ない中でどうにかやっている。サービスの偏在（参考資料のp3参照）について、サービス提供事業所が離島や北部は少ない。人口も少ないことがあり、距離もある中で、サービス利用の調整も厳しいし、そのエネルギーがとてもかかる地域で厳しい。そこを市町村も理解しておかないといけないし、指定権のある市町村が保険をかけておかないといけない。市町村が事業所の雇用継続のために委託をすること等を想定して、必要な財源を確保するといった仕組み作りについて議論しておくことが大事と考える。

（ツアイ委員）

自立生活支援センターイルカのツアイです。人材不足の課題は、北部だけで起きているだけではない。結構前から相談事業所を探すのが難しい状況のため、自分の事業所は10年以上前からセルフプランを推進してきている。市町村ではセルフプランではだめだといことが多いが、利用者が、セルフプランを利用できるのであれば、エンパワーメントも含めて本人ができることを考えていく視点も必要ではないかと思う。知的障がいがあるのが厳しいのであれば、一緒に作っていくという、抱えていくのではなくて本人のエンパワーメントをすることが大事。いきなり事業所がつぶれてセルフプランではびっくりしてしまう。セルフプランを知らない人が多く、役所でもセルフプランをしていないところもある。利用者のニーズに応じて、エンパワーメントに持っていくことも一つの方法ではないかと思う。

（北島部長）

ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。山城委員お願いします。

（山城委員）

糸満清明病院の山城です。相談支援専門員の件、セルフプランのこと、大きい事業所の閉所は、中・南部の圏域でも起こりうると思う。相談支援専門員が減っていく労務のことをどうにかしなくてはいけないと言っている一方で、逆に相談支援専門員が増えている市町村があるのであれば、その市町村の工夫をお聞きして、県・市町村で共有してはどうか。

（北島部長）

ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。津波古委員お願いします。

（津波古委員）

中部圏域でも、毎年度相談支援専門員が不足していることについて、市町村から相談がある。私が市町村を巡回する際には、行政（協議会）がその状況を把握する取組を行うようお伝えしている。そうすることで、相談員が突然やめることの対策となる。中部圏域では、うるま市の相談支援専門員が充実している。うるま市の取組みとしては、初任者研修修了者に対して、フォローアップ研修を行っているといことがあ。中部圏域では好事例として、この取組みの普及に取り組んでいる。先程の山城委員の意見にありましたように、できている市町村の取組みを確認もっとしてもいいのではないかと感じています。

（北島部長）

市町村の皆さま、委員の皆さま、貴重なご意見ありがとうございました。今回の協議事項に関しましては、ただ今いただきましたご意見を踏まえまして、検討を新たに深めていくという事に致したいと思ひます。また、広域的な事案が発生した際、県は市町村に情報提供、必要に応じて市町村に協力を求めていくことにしてまいりたいと思ひます。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、協議事項(2)につきましては、広域的な協力体制を持って進めていきたいと思ひます。市町村におかれましては、引き続きご協力の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3. 意見交換

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）の見直しについて（会議資料p54～p64、意見交換資料（権利擁護部会等で集約したご意見一覧））

事務局より、共生社会条例の概要を会議資料により説明、見直しに係る意見交換の趣旨を説明。

各委員より①から④の事項について意見聴取をする。

- ①共生社会条例の施行後に変わったこと、変わらなかったこと
- ②この10年間における障害者をめぐる環境の変化
- ③障害者差別等の事例
- ④条例の見直しが必要な項目の有無

（上運天委員）

意見交換資料にもありますが、高校や小中学校に障害を持っている方の在籍が見られるようになってきている。施設面や人材の面で追いついていないところもあるが、子どもたちが学べる環境が少しずつ進んできたと感じている。そういう意味では、ここ10年でだいぶ変わってきたと思うが、ハード面についてはまだまだ追いついていないところもあるので、県の財源と相談しながら進めていけたらと思う。

（仲村委員）

この10年の障害者の環境の変化で感じるのは、近年の災害の発生に伴って、避難行動要支援者の方たち、北谷町においては500名の方が名簿に登録されているが、その内7割が障害を持った方となっている。これまでは、障害を持った方の情報を地域にオープンにしていなかったが、名簿を自治会に提供することで、障害を持った方が地域にいるという気付きがあり、また、当事者の方や障害福祉事業所も地域につながっていないといけないということを昨年の4月3日の津波警報発令の際に強く実感したことがあり、現在、双方向でお互い意識しあっていると感じている。地域の中で障害を持っている方がオープンになってきていて、人と人とのつながりが出来てきているなと感じる一方で、北谷町では、不動産賃貸をめぐる障害を持っている方に対する偏見がまだ残っており、住みたい場所が探せないという課題も出てきているところです。

（伊波委員）

相談支援を通して感じたこと、北部圏域の相談支援専門員の中で共有したことになるが、視覚障害の方の場合、耳からのみの情報になるため、サービス等利用計画等の点訳依頼があったりする。相談支援事業所がそこをカバーするのが難しいため、社協などの協力のもと、対応したケースがある。こういうケースに対応できるような予算があるとよいのではないかなと思う。また、公共の場のバリアフリーについては、条例の普及が進むことによって、障害のない方（県民、ベビーカーをおす母親等）にとっても、知らず知らずのうちに住みやすい地域になってきていることにつながるのではないかなと思う。

（小浜委員）

意見交換資料のp3、No28、福祉事業所の合理的配慮が十分ではないのではないかなという意見について、発達障害や強度行動障害のある方の福祉事業所受け入れで、合理的配慮の課題は感じている。また、教育の面では、以前に比べると受け入れが出進んで来ているように感じる反面、発達障害の方、診断はついていないがパステルゾーン（旧グレーゾーン）の状況がある方たちに対して、怠けているとの叱責にあうこともまだまだケースとしてある。合理的配慮がどの分野（就労・福祉事業所・教育）においても、広めていく必要があるのではないかなと感じている。

（山城委員）

精神障害の部分は、とても見えにくく、差別の対象は、100年前以上前の制度の影響がベースにあったりするので、そこを短期間で変えていくのはなかなか難しいと現場で感じている。条例の制定や見直しだったり、教育などの多くの分野でいろいろな取り組みを粘り強く継続していくことがとても大事と思う。体育の授業で精神疾患を取り上げていることがきっかけで、精神疾患について、最近、家族と会話する機会があった。昔に比べて、時代は変わってきているなと感じた。これは、継続した取り組みの結果の一つかなと感じている。

（安村委員）

意見交換資料 p 2、No16、不動産について断られるということについて、最近では精神障害だから断るというより、保証人がいるか、家賃が払えるかの観点で断られている印象。そういう意味では、先ほどご紹介した「地域移行支援地域定着支援のためのハンドブック」には保証人の代行等の居住支援の相談窓口を掲載しているので、ご活用いただけたらと思います。条例の影響もあり、公共施設では車いす用の駐車場やスロープ設置も増えている。また、大学の講義等に参加した際感じたのは、障害を持っていることを学生自身がオープンにして話をしていた。これも、条例やこれまでの取組みのいい影響と感じている。

（津波古委員）

10 数年前までに、障害者施設に利用者の親が意見すると辞めさせられるかもというようなことをよく耳にしていたが最近はきかないなと思っていたが、意見交換資料の p 2、No13、にまだそのような意識があるのかと少しショックを感じた。合理的配慮という言葉は、日常的に話題に上がってきているので定着してきているように感じる。また、虐待防止委員会も各施設に設置の義務付け、虐待研修についても各事業所の意識が高まっているということからすると、共生社会条例を目にする機会が増えてきていると思う。ただ、この課題についてみているとまだまだの部分も多く、引き続き取り組む必要があると感じている。

（溝口委員）

ここ 10 年で、地域住民の意識が変わってきているのを生活の中で感じている。障害や病気の説明をするのが以前は大変な状況だったが、最近は、障害や病気の受け入れについてはしてもらえることが増えたなと感じている。見直しによって意識が高まるとことに期待している。

（ツアイ委員）

条例ができてよかったのは、ノンステップバス率が 2% から 67% と、増えたこと。意見交換資料 p 1、No3 や No5、親が普通学校に行かせたい希望のきっかけになった、重度障害を持つ方の進学のきっかけになったとあるが、差別については教育の事例が多い。学校に通うようになった後が大変で、県民の意識が変わってきているが、行政の体制が間に合っていない部分があると感じている。窓口が事例のことをわからない、医療的ケア児が学校に行きたいが看護師の予算や配置ができない等がある。県民の意識が高まっている一方で、行政の対応が間に合っていないと感じている。

（東金城委員）

実際に対面している場ではなく SNS で呟かれている事がもし本音だとしたら、障害のない人の障害のある人へのまなざしは嫌悪感のような、自ら何かを発信するとノイジーマイノリティーとしてラベリングされる傾向があるように感じる。考えすぎかもしれないが、条例の前文 4 行目にある「十分に」の部分は、障害者は優遇されているのにさらに甘えたいのかというイメージを増長させてしまうのではないかと個人的には不安を感じている。条例について、広く県民からの理解を得るためには「十分に」が無くて前後の文脈から伝わるとしますし、くどいというか逆効果にならないかとの印象を受ける。また、障害者が抱えている問題について、意識高い系の人たちだけで盛り上がっている、いわば内輪受けするような文言によって、条例の大切な理念の部分がなかなか一般的に共感されない一因になっているのではないかと感じる。障害に対する無関心を非難するのではなくて、障害のない人にも伝わりやすいメッセージを織り込まなければ、相互理解とともに本当の共生社会の実現は出来ないのではないかと感じる。

条例の第 11 条、「周知」の観点では、障害児（者）と日頃から密に関わっている福祉従事者にこの条例の内容が浸透しているかと言うと、残念ながらそうではないと私は感じている。自身の経験だが、私自身ピアサポーターの資格を有していることから、当事者であることをオープンにして就職活動をした際に、不採用になった事業所から「障害者は利用者としてしか考えていない」と直接言われたことがある。つまり、意見を言わない手頃で扱いやすい障害者像が障害福祉サービス事業所でも期待されているんだと受け取った。基本的施策の第 4 章の部分に「障害福祉サービスの充実」や「ピアカウンセリングの充実」とあるが、地域の障害福祉サービスの核となるナカボツ（就業・生活支援センター）が率先してピアサポートを是非とも活用していただきたい。サービス管理責任者として率直に言わせてもらえば、ナカボツが何をしている所なのか理解している人は少ないと感じる。事業所に届くナカボツからのメールや FAX は、イベント制作会社ですか？と突っ込みたくなるような案内ばか

りで、当事者のための活動をしっかりとやっている機関であることをもっと伝える工夫をしていただきたい。「ピアカウンセリングの充実」を掲げている以上は、ナカボツにこそピアのスタッフがいるべきだと私は考えている。

次に条例第 12 条、「障害のある人に」の部分には、保護者等を入れたほうがより丁寧ではないかと感じる。また、特別支援学校については、就職率 100%と掲げている学校があるが、内容を見てみると A 型事業所ならまだしも B 型や生活訓練、就労移行などに繋いだこともカウントされていた。これを「就職」として表現していることは保護者に対する誤魔化し、まやかashiであり、信頼を失うことにもなりかねないので、やめていただきたい。

最後に第 17 条、「情報の提供」について。例えば、直 B（特別支援学校卒業後の就労継続支援 B 型の利用）は、市町村の裁量に委ねられているので、出来ないではなく、やらないとの印象を受ける。市町村の直 B 対応はバラバラで、居住地によって格差・不公平が生じている実情があることをお伝えしたい。

（吉永委員）

久米島町の現状としまして、障害をもった高校生が島内の事業所に就労体験について、学校を通して依頼をしたが断られたケースがあった。商工会を通して事業所に啓蒙の活動をしていかないといけないと感じている。今後、事業所や社協とも調整しながら、理解度を深めていくような周知を行政として検討しているところです。

（島委員）

この条例は素晴らしいが、福祉事業所が増えている現状からすると、まだまだ浸透していないと思う。県民の理解が進んでいないから、福祉のことは福祉のプロに任せるという考え方になっているのかなと感じる。昨日の子ども家庭庁社会保障審議会の内容においても、監査の強化、就労選択支援の義務化等を含めても、地域に出て、福祉のことを福祉のプロだけでやらない、事業所がどんどん減っていくのが理想の社会という方向に国も舵を取っているなど感じた。先取りしたこの条例は、素晴らしいと感じたところです。

（増山委員）

今日会場に来る際、1 階のロビーでバリアフリーやヤングケアラーのことを調べている中学生の作品があった。目に見える成果が見えづらい啓発活動にとっては、あのような作品があるということは、一定程度の成果、子供たちにも届いているなど感じる。

条例そのものについては、制定までの経緯等を見直してみても、多くの方の考え方や意見を包含したものだと感じるし、条例を通して共生社会や差別、虐待について話し合うきっかけにもなる。そういう意味でもとてもいいものだとして改めて感じている。あえてお願いしたいのだが、フリガナ付きの条例文で間違ったフリガナやぬけているものがあるので、それは改めて確認していただきたい。

（知花委員）

先ほど東金城委員から発言にありましたナカボツについては、周知に努めていきたい思います。

条例については、学校制服の選択制（ズボンとスカート）が地域では進んできているように思う。これも条例の効果なのかと感じている。業務としては、障害者雇用に取り組んでいるので、企業の理解が広がってきており、企業開拓に困らない状況になっていることから、障害者雇用の充実は進んできたのかなと感じる一方、まだまだ障害者を受け入れない企業あったりするので、今後、こういう条例の周知は継続してあるべきだと思う。

条例には、「駐車場の確保」とありますが、障害のある方は、車の免許のない方も多く、移動手段の確保、持っていない方への対応も含めてもらえたらと思います。理由としては、障害者雇用に取り組んでいる企業は、バスの路線から外れた地域に広がりつつもあり、通勤手段がないということであきらめてしまうケースがある。そういうことも含めて検討してもらえたらと思います。

（赤嶺委員）

他の委員から教育面で合理的配慮が不十分等といった意見があった。教育の現場では、研修を通して特別支援についての周知を図っている。また、特別支援のコーディネーター配置等に関する文科省通知を踏まえて、小中学校や高等学校の管理職や特別支援コーディネーターへの研修を進めているところですが、この場で課題にあがっていることは真摯に受け止めていきたい。

また、医療的ケア児の看護師配置についての課題もありましたが、文科省の補助金を活用して看護師配置の1／3の補助をうけられることについて、市町村に周知を図っておりますが、このような場で意見が上がるということは周知が足りてないと感じた。周知の見直しを図っていきたい。

特別支援学校の就職決定率にサービス事業所を含めることについて、私も違うなと感じるので、学校には伝えていきたい。

（島村委員）

この10年、見ていて思うのは、昔は福祉の職員は年齢層が高かったが、法の改正もあり、事業所が拡大する中で若い職員が増えてきている。最近の虐待の傾向は、若い職員の経験が浅くて技術が及ばない結果、虐待になりえるケースが増えてきているように思う。先ほど委員のご意見にもあったようにこの条例を職員が知らないことが多い。この条例はいいものなので誇りに思ってもらいたいし、前向きに活用していくことが求められるのではないかなと思う。例えば、就職した障害者の方が企業の文化を変えたり、学校の場合でも、障害者の周りの雰囲気が変わっていくということがある。そういうことが広がっていくのが理想的な流れだと思う。住宅における申込をした際に、断られるケースは減っている。これは法律で障害を理由に断ることは差別であって禁止されているので、一旦は申し込みを受け付けはするが、後で遠回しに断るということが多く、実態としての意識は変わっていない。そこを変えていくような大きなキャンペーンが必要。キャンペーンの仕方で県が一番成果をあげたのは、就学援助のコマーシャルかなと思う。就学援助を知らない人はほとんどいない状況。こういうキャンペーンを続けてほしいと思うし、私たち自身も条例を学んで、周知を続ける、この2つの取組みで進めることでうまくいくのではないかなと思う。

（ツアイ委員）

バリアフリーについて車いすは入れるけれど情報保障がない状況がある。今までの考え方は、利用者がいれば（申請があれば）準備ということだが、義務化になったのであれば、どこの店でも、いつでも、どこでも、誰がきてもどんな方がきても対応できるようにするのが義務化です。県がモデルとなって取組み、スロープやエレベーター等が当たり前前に設置されるべきだと思います。

（北島部長）

委員の皆さま、大変貴重なご意見ありがとうございました。本協議会でいただいた意見を参考に共生社会条例の見直しについて、今後も検討を進めていきたいと思っております。

最後に本協議会で寄せられたご意見等を踏まえ、引き続き障害福祉施策の推進に努めて参りたいと思います。それでは、これをもちまして、令和6年度沖縄県障害者自立支援協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。